

國立大学法人京都大学プロボストに関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>国立大学法人京都大学プロボストに関する規程</u> (平成29年9月26日総長裁定) <u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この規程は、国立大学法人京都大学のプロボスト（以下「プロボスト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(プロボスト)</u> <u>第2条</u> プロボストは、法人及び京都大学の将来構想、組織改革等の包括的又は組織横断的課題について戦略を立案するに当たり、総長、理事又は部局、学系、学域若しくは全学教員部からの要請を受けるとともに、それらの間の連携又は調整を行う。 <u>(副プロボスト)</u> <u>第3条</u> プロボストが指名する理事補は、プロボストを補佐し、法人及び京都大学の将来構想、組織改革等に関する包括的又は組織横断的課題について、プロボストの行う業務に係る企画立案及び連絡調整を行うものとする。 2 前項の理事補を副プロボストと称する。 (戦略調整会議) <u>第4条</u> 第2条に規定する連携又は調整を行うため、プロボストの下に、戦略調整会議を置く。	<u>京都大学戦略調整会議規程</u> (平成29年9月26日総長裁定) <u>(戦略調整会議)</u> <u>第1条</u> 教育研究に関する将来構想、組織改革等の包括的又は組織横断的課題についての戦略立案を行うため、プロボストの下に、戦略調整会議を置く。
<u>(構成)</u> <u>第5条</u> (1) (2) (3) 2 3 4 2 3 4 (議長) <u>第6条</u> 2 3 (招集)	<u>(構成)</u> <u>第2条</u> (1) (2) (3) 2 3 4 2 3 4 (議長) <u>第3条</u> 2 3 (招集)

<u>第7条</u> (略) (開会)	<u>第4条</u> (同 左) (開会)
<u>第8条</u> (略) (議決)	<u>第5条</u> (同 左) (議決)
<u>第9条</u> (略) (小委員会)	<u>第6条</u> (同 左) (小委員会)
<u>第10条</u> (略) (委員以外の者の出席)	<u>第7条</u> (同 左) (委員以外の者の出席)
<u>第11条</u> (略) (雑則)	<u>第8条</u> (同 左) (雑則)
<u>第12条</u> (略)	<u>第9条</u> (同 左)
<u>第13条</u> <u>第4条から前条までに定めるものほか、戦略調整会議の議事の運営その他必要な事項は、戦略調整会議が定める。</u>	<u>第10条</u> <u>この規程に定めるものほか、戦略調整会議の議事の運営その他必要な事項は、戦略調整会議が定める。</u> 附 則 (令和7年9月総長裁定) この規程は、令和8年1月1日から施行する。